

学校感染症とその出席停止期間

(別紙)

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・中東呼吸器症候群・特定鳥インフルエンザ	・ 治癒するまで
第2種	・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん（三日はしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・ 発しんが消失するまで ・ すべての発しんが痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。		
第3種	・ コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症	・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

インフルエンザにおいては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。

